

令和2年5月14日

1～5年生保護者の皆様

京都市立御所南小学校
校長 鈴木 登美代

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業期間の延長について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、また、長期にわたる新型コロナウイルス感染拡大防止の取組についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、政府による緊急事態宣言並びに京都府知事による休止要請が延長されたことを受け、本市立学校・幼稚園の臨時休業期間を5月31日（日）まで延長することが教育委員会において決定されました。

そこで本校においても、下記のとおり臨時休業を延長しますので、ご連絡申し上げます。

また、併せて臨時休業期間の長期化に伴い、保護者の皆様にもご心配を頂いております、お子たちの学習面等での取組についても、教育委員会から示された方針も踏まえ、お知らせさせていただきます。

ご家庭においても、家庭学習等に計画的に取り組めるよう、保護者の皆様からお子たちにお声かけいただくことをお願いいたします。

記

1 臨時休業期間の延長について

（1）臨時休業の延長

5月31日（日）まで延長します。

※ なお、今後の国及び京都府の動向や本市域の感染状況等を踏まえ、期間を変更することがありますので、その際は、速やかにお知らせさせていただきます。

（2）特例預かり等の実施について

引き続き、やむを得ずご家庭で過ごすことが難しい子どもたちに限り特例預かりを実施します。

希望される場合には、利用日初日に別添①の「特例預かり申請書」を学校に提出してください。

2 臨時休業期間中の取組について

（1）家庭学習等の取組

ア 希望するお子たちを対象に学習等の相談のため登校できる機会の設定

希望するお子たちが、学習の疑問点を質問したり、悩み、困りごとを相談したりできるよう、新たに、登校できる機会を設けます。また、お子たちが登校した際、状況に応じて運動場や体育館等を活用して体を動かす機会も設けます。参加を希望されるご家庭は、次頁の実施スケジュールを参考いただき、登校するようにしてください。

※ 感染防止のため、1つの教室に入る人数を調整して取り組みます。

※ 教室等では、子ども同士や子どもと教員の間に適切な距離を空け、マスク着用や換気、手洗い等、感染防止対策を徹底して行います。

＜学習等相談日実施スケジュールと対象学年は次の通りです。＞

18日(月)	19日(火)	20日(水)	21日(木)	22日(金)
1年	2年	3年	4年	5年
25日(月)	26日(火)	27日(水)	28日(木)	29日(金)
1年	2年	3年	4年	5年

○登校時刻 8時30分 ○下校時刻 11時

○持ち物 ホームページ上にアップした各学年だよりをご覧ください。

イ 学習課題の提示

- ① 引き続き、家庭訪問や郵便受けへの投函、本校ホームページでの掲載等により、臨時休業期間中の学習課題を提示していきますので、計画的に取り組めるよう、ご家庭においても、お子たちへの指導をお願いいたします。

ウ 5月の学習内容に関するKBS京都テレビでの「特別教育番組」の放送

小学校1年生～3年生対象の番組も新たに加え、小学1～中学3年生の各学年で、5月に学習する単元を中心とした「特別教育番組」を、5月18日(月)から5月29日(金)にKBS京都で放送します。放送スケジュールの詳細は、別添②のチラシをご参照ください。お子たちが、手元に教科書を用意して、教科書に沿って学習できる内容です。ぜひ、ご覧ください。

なお4月放送分の動画はKBS京都テレビのホームページから閲覧できますので、あわせてご活用ください。

※URL https://www.kbs-kyoto.co.jp/tv/kyoto_manabi/

(動画閲覧時には、IDとPWの入力が必要です。IDとPWは、メール配信いたします。)

エ 文部科学省や東京書籍等の家庭学習教材の活用

4月27日付けで各家庭にお知らせさせていただきました「きみの『楽しい』を見つけよう！」京都市家庭学習応援コンテンツ（別添③）もご参照いただき、文部科学省「子供の学び応援サイト～臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト～」や東京書籍「プリントひろば」等も活用して家庭学習を進めてください。

(東京書籍「プリントひろば」のIDとPWは、メール配信いたします。)

3 臨時休業期間の不要不急の外出自粛と健康観察の徹底

(1) 緊急事態宣言が継続された趣旨を踏まえ、引き続き、不要不急の外出を控えるよう、各ご家庭でも指導してください。また、早寝早起きや栄養バランスのとれた食事等を意識した基本的な生活習慣を維持するとともに、適宜、保護者と一緒に散歩をするなど、戸外での軽い運動も行うようにしてください。

(2) 「健康観察票」をもとに、引き続き、お子たちと一緒に健康観察に取り組み、お子たちはもとより、ご家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上について意識を高め、実践していただくよう、お願いします。

(3) ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校（電話 221-0414）へ連絡してください。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- 御家族などが感染され、お子様や同居されている御家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた

(4) 臨時休業期間中のお子たち・保護者様等へのお知らせについては、本校ホームページに随時掲載しますので、できる限り、毎日、ご覧いただくようお願いいたします。